

令和3年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

| 年度・月 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 対 応 | |
|--|--|---|------------------------|--|-----------------------|
| 失職期間 | —11—12—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10—11—12—1—2—3—4— | | | | |
| ケース① (令和3年1月以降に失職し、 令和3年4月以降も失職している場合) | ○ | ● (減免の始期) | ▲ (減免の終期) | 令和3年度 全免 | |
| ケース② (令和3年4月から12月の間に 失職し、翌年度も失職している場合) | | ● (減免の始期) | ▲ (減免の終期) | 令和3年度 全免 | |
| ケース③ (令和4年1月から3月の間に失職し、 翌年度も失職している場合) | | | ○ 失職 | 令和3年度 対象外 (令和4年度に申請) | |
| ケース④ (令和4年1月から3月の間に失職し、 再就職した場合) | | | ○ 失職 △ 再就職 | 令和3年度 対象外 | |
| ケース⑤ (令和3年4月から12月の間に失職し、 令和4年3月までに再就職した場合) | | ● (減免の始期) | △ (減免の終期) | 令和3年度 全免 | |
| ケース⑥ (失職期間が5月以内で、 半免の基準も満たす場合) | ○ 失職 | ● (減免の始期) | △ 再就職 →5月以内 (減免の終期) | ☆令和3年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下 令和3年度 半免 補助額 半免>全免 | |
| | | ☆令和3年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下 | ● 失職 (減免の始期) | ▲ (減免の終期) →5月以内 | 令和3年度 半免 補助額 半免>全免 |
| ケース⑦ (他府県へ転出した場合) | ○ 失職 | ● (減免の始期) | □ 他府県へ転出 (減免の終期) | 他府県へ転出後は、 対象外 | |
| ケース⑧ (他府県から転入した場合) | ○ 失職 | | ● 他府県から転入 (減免の始期) | ▲ (減免の終期) | 他府県から転入後は、 対象 |